

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月15日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自平成26年6月1日至平成26年8月31日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 丸田 昭雄
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 野口 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 野口 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期連結 累計期間	第9期 第2四半期連結 累計期間	第8期
会計期間	自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日	自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日
売上高 (千円)	19,230,966	16,270,607	36,023,571
経常利益 (千円)	589,055	411,594	777,404
四半期(当期)純利益 (千円)	345,667	237,548	374,949
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	337,050	238,038	362,728
純資産額 (千円)	8,610,007	8,703,642	8,614,747
総資産額 (千円)	13,450,047	12,829,289	12,741,689
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	46.46	31.85	50.36
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	46.28	31.78	50.18
自己資本比率 (%)	63.6	67.7	67.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	595,905	140,804	719,781
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	323,642	48,707	1,038,865
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	47,123	176,353	30,703
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	2,073,054	1,475,277	1,559,534

回次	第8期 第2四半期連結 会計期間	第9期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日	自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	24.84	24.91

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策を背景として緩やかな回復基調にありましたが、個人消費は4月以降、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が見られました。一方、当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着とともに拡大基調が続いております。

このような環境の下、当社グループはダイレクトマーケティング実施企業に対してバリューチェーンの各局面で最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、中期的な成長戦略として位置付けた「WEBビジネスの推進」、「CRMビジネスの推進」、「国際ビジネスの推進」を推し進めるべく、社内体制を整えるとともに、外部との連携を含めた基盤づくりに取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間における売上高は16,270,607千円（前年同期比15.4%減）、売上総利益は1,600,206千円（前年同期比6.7%減）となりました。販売費及び一般管理費は1,198,014千円（前年同期比6.4%増）となり、営業利益は402,191千円（前年同期比31.6%減）、経常利益は411,594千円（前年同期比30.1%減）、四半期純利益は237,548千円（前年同期比31.3%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

ダイレクトマーケティング支援事業

ダイレクトマーケティング支援事業については、「既存事業の再成長」を重点施策に置き、営業力強化、商品力強化、コスト適正化に取り組みました。特に、営業力強化における営業プロセス管理や、コスト適正化におけるメディア枠の仕入量適正化及び販売価格の安定化が奏功し、売上総利益率が改善いたしました。しかしながら、仕入量低減によるメディア取引の減少及び前上半期の業績を牽引した会員誘導型の取引が減少したこと等により、売上総利益は前年同期と比べ減少いたしました。

WEBビジネスについては、4月よりテレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、顧客企業のマーケティング予算配分を最適化するサービスを開始いたしました。昨年6月に設立した株式会社トライズデジタルベースは、4月に合弁相手先と業務提携契約を締結したうえで解散いたしました。

国際ビジネスについては、ベトナム、台湾、マレーシア、タイに続き、3月よりシンガポールでの通販支援を開始し、各国の状況に合わせたマルチチャネル型の販売支援強化に取り組んでおります。

販売費及び一般管理費は、本社移転に伴い地代家賃及び減価償却費が増加いたしました。また第1四半期連結会計期間に消耗品費等の一時的な費用が発生いたしました。この結果、売上高は12,465,351千円（前年同期比20.4%減）、営業利益は425,702千円（前年同期比30.0%減）となりました。

ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「メール便」の取扱通数の規模を活かした仕入のもと積極的に営業活動を展開し、新規の顧客企業獲得及び既存の顧客企業からの受注が好調に推移いたしました。しかしながら、仕入単価の上昇に伴う価格転嫁が一部できなかったことにより売上総利益率が悪化いたしました。この結果、売上高は3,830,103千円（前年同期比7.5%増）、営業損失は23,467千円（前年同期は20,139千円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ87,599千円増加し、12,829,289千円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が413,822千円、有価証券が899,910千円増加した一方、現金及び預金が1,084,256千円、のれんが63,644千円、差入保証金が88,961千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ1,294千円減少し、4,125,646千円となりました。これは主に未払法人税等が178,144千円、未払費用が64,255千円増加した一方、未払金が263,770千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ88,894千円増加し、8,703,642千円となりました。これは主に四半期純利益が237,548千円となった一方、剰余金の配当を149,143千円支払ったこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は前連結会計年度末と比較して84,256千円減少し、1,475,277千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動によって増加した資金は140,804千円となりました。

これは主に増加要因として、税金等調整前四半期純利益を418,033千円計上し、未払費用が64,258千円増加した一方、減少要因として、売上債権が407,404千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果減少した資金は48,707千円となりました。

これは主に有価証券の取得による支出2,400,000千円、有価証券の償還による収入1,500,000千円、有形固定資産の取得による支出136,506千円、定期預金の預入による支出3,700,000千円、定期預金の払戻による収入4,700,000千円が発生したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果減少した資金は176,353千円となりました。

これは主に配当金の支払149,056千円、長期借入金の返済による支出75,637千円が発生したこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

イ．企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、顧客企業に合わせてその全部または一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、大量一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、複数のコールセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験に基づいた大量一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コールセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。番組・CM放送前には、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データも用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

ロ．企業価値の向上に資する取り組み

当社は、継続的な事業活動及び企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直ししております。平成24年4月2日に公表した中期経営計画では、既存の強みであるテレビ通信販売を中心としたダイレクトマーケティング支援事業を強化することに加え、将来における売上及び利益拡大の基礎づくりを目指し、WEBビジネスの推進、CRMビジネスの推進、国際ビジネスの推進を中期的な成長戦略として位置付けました。また、各事業戦略を推し進めるために必要な体制づくりと人材づくりに注力しており、取締役を3名増員し経営体制を強化いたしました。

当期における各事業戦略の推進状況は下記のとおりです。

WEBビジネスにおいては、テレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、マーケティング予算配分を最適化するサービスを開始いたしました。

CRMビジネスにおいては、平成24年11月にダイレクトメールの受注発送代行業務を行うメールカスタマーセンター株式会社の株式の50.2%を取得（平成26年2月28日現在86.8%）し子会社化したことで、顧客企業へ提供できるCRMサービスの幅が広がりました。

国際ビジネスにおいては、平成24年10月よりベトナムでのダイレクトマーケティング支援を開始し、その後モアアジア各国での展開を進めてまいりました。まずは日本の顧客企業の現地での商品販売を支援し、将来的には現地企業への支援を目指しております。引き続き、アジアを中心とした新興諸国での事業拡大とダイレクトマーケティング市場の発展に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、平成25年5月29日開催の第7期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新いたしました。本プランの概要は以下の通りです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、または、当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、及びの買付行為またはこれに類似する行為の一方または双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手順を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部または一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値については株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づきまたは勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、平成25年5月29日開催の当社第7期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または、当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

ロ．株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成25年5月29日開催の当社第7期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更または廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更または廃止します。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

ハ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

ニ．合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年10月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	7,607,400	7,607,400	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	7,607,400	7,607,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年6月1日～ 平成26年8月31日	-	7,607,400	-	643,642	-	633,642

(6)【大株主の状況】

平成26年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
丸田 昭雄	東京都大田区	1,643,100	21.59
中村 恭平	東京都港区	1,265,600	16.63
妹尾 勲	東京都港区	1,068,100	14.04
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	TRAFALGAR COURT, LES BANQUES, ST. PETER PORT, GUERNSEY CHANNEL ISLANDS, U.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	933,400	12.26
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	705,200	9.26
小杉 誠	群馬県高崎市	356,000	4.67
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (新宿区新宿六丁目27番30号)	168,300	2.21
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON- TREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY10286 USA (東京都中央区月島四丁目16番13号)	67,000	0.88
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島四丁目16番13号)	43,700	0.57
グローバル・ブレイン株式会社	東京都港区北青山三丁目2番4号	31,900	0.41
計	-	6,282,300	82.58

(注) 上記のほか、自己株式が150,204株(1.97%)あります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 150,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,456,600	74,566	-
単元未満株式	普通株式 600	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,607,400	-	-
総株主の議決権	-	74,566	-

【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社トライステージ	東京都港区海岸一丁目2番20号	150,200	-	150,200	1.97
計	-	150,200	-	150,200	1.97

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年6月1日から平成26年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,959,534	4,875,277
受取手形及び売掛金	1 3,872,011	1 4,285,833
有価証券	1,397,930	2,297,840
商品	7,892	7,350
仕掛品	-	27
貯蔵品	5,070	4,262
その他	134,586	183,200
貸倒引当金	85,860	96,657
流動資産合計	11,291,163	11,557,135
固定資産		
有形固定資産	326,926	303,842
無形固定資産		
のれん	414,630	350,986
その他	55,833	62,468
無形固定資産合計	470,464	413,455
投資その他の資産		
破産更生債権等	449,164	439,241
その他	653,241	554,961
貸倒引当金	449,271	439,347
投資その他の資産合計	653,134	554,855
固定資産合計	1,450,525	1,272,153
資産合計	12,741,689	12,829,289
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,719,112	2,721,263
短期借入金	2 349,508	2 389,308
未払法人税等	69,605	247,749
賞与引当金	1,890	1,700
役員賞与引当金	4,320	26,401
資産除去債務	28,443	-
その他	512,179	350,004
流動負債合計	3,685,059	3,736,426
固定負債		
長期借入金	286,269	220,832
退職給付引当金	59,116	59,673
資産除去債務	68,926	69,370
その他	27,569	39,343
固定負債合計	441,881	389,219
負債合計	4,126,941	4,125,646

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	643,642	643,642
資本剰余金	633,642	633,642
利益剰余金	7,463,774	7,552,179
自己株式	148,133	148,133
株主資本合計	8,592,925	8,681,330
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,283	1,338
その他の包括利益累計額合計	1,283	1,338
少数株主持分	23,105	23,651
純資産合計	8,614,747	8,703,642
負債純資産合計	12,741,689	12,829,289

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
売上高	19,230,966	16,270,607
売上原価	17,516,498	14,670,401
売上総利益	1,714,467	1,600,206
販売費及び一般管理費	1,126,299	1,198,014
営業利益	588,168	402,191
営業外収益		
受取利息	3,836	3,431
保険返戻金	-	5,466
貸倒引当金戻入額	-	3,504
その他	1,029	875
営業外収益合計	4,865	13,278
営業外費用		
支払利息	3,512	3,224
その他	466	651
営業外費用合計	3,978	3,876
経常利益	589,055	411,594
特別利益		
固定資産売却益	-	6,439
特別利益合計	-	6,439
特別損失		
固定資産売却損	34	-
固定資産除却損	1,868	-
減損損失	1,706	-
特別損失合計	3,609	-
税金等調整前四半期純利益	585,446	418,033
法人税、住民税及び事業税	325,799	242,550
法人税等調整額	77,201	62,611
法人税等合計	248,598	179,939
少数株主損益調整前四半期純利益	336,848	238,094
少数株主利益又は少数株主損失()	8,819	545
四半期純利益	345,667	237,548

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	336,848	238,094
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	202	55
その他の包括利益合計	202	55
四半期包括利益	337,050	238,038
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	345,869	237,492
少数株主に係る四半期包括利益	8,819	545

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	585,446	418,033
減価償却費	28,165	41,549
減損損失	1,706	-
のれん償却額	49,878	51,381
貸倒引当金の増減額(は減少)	26,850	872
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	22,081
賞与引当金の増減額(は減少)	126,382	190
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,625	557
受取利息	3,836	3,431
保険返戻金	-	5,466
支払利息	3,512	3,224
固定資産売却損益(は益)	34	6,439
固定資産除却損	1,868	-
売上債権の増減額(は増加)	316,398	407,404
たな卸資産の増減額(は増加)	5,195	1,321
仕入債務の増減額(は減少)	156,168	2,151
未払金の増減額(は減少)	131,471	57,166
未払費用の増減額(は減少)	19,577	64,258
未払消費税等の増減額(は減少)	59,964	23,688
営業保証金の増減額(は増加)	5,000	25,000
その他	6,193	32,222
小計	602,220	206,244
利息の受取額	4,531	3,509
利息の支払額	1,075	2,873
法人税等の支払額	9,771	66,075
営業活動によるキャッシュ・フロー	595,905	140,804
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,399,883	2,400,000
有価証券の償還による収入	1,400,000	1,500,000
有形固定資産の取得による支出	24,829	136,506
有形固定資産の売却による収入	-	23,984
無形固定資産の取得による支出	-	83,392
資産除去債務の履行による支出	-	28,000
定期預金の預入による支出	4,301,200	3,700,000
定期預金の払戻による収入	5,002,400	4,700,000
貸付金の回収による収入	15	3,504
保険積立金の払戻による収入	-	7,853
差入保証金の回収による収入	-	63,848
その他	145	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	323,642	48,707
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	98,324	50,000
長期借入れによる収入	95,012	-
長期借入金の返済による支出	119,229	75,637
社債の償還による支出	7,000	-
株式の発行による収入	4,531	-
連結子会社設立に伴う少数株主からの払込による収入	29,400	-
リース債務の返済による支出	-	1,660
配当金の支払額	148,162	149,056
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,123	176,353
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	225,139	84,256
現金及び現金同等物の期首残高	1,847,914	1,559,534
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,073,054	1,475,277

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年8月31日)
受取手形割引高	10,355千円	1,195千円

2. 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運用資金の効率的な調達を行うため、金融機関4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく前連結会計年度末及び当第2四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年8月31日)
当座貸越契約極度額	2,000,000千円	2,200,000千円
借入実行額	200,000	250,000
差引額	1,800,000	1,950,000

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
給料及び手当	374,427千円	392,821千円
賞与引当金繰入額	128,198	1,700
役員賞与引当金繰入額	-	26,401
退職給付費用	10,639	8,629
貸倒引当金繰入額	26,894	12,357

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
現金及び預金勘定	6,373,054千円	4,875,277千円
預入期間が3か月を超える定期預金	4,300,000	3,400,000
現金及び現金同等物	2,073,054	1,475,277

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年8月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月29日 定時株主総会	普通株式	148,489	20	平成25年2月28日	平成25年5月30日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成26年3月1日至平成26年8月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月29日 定時株主総会	普通株式	149,143	20	平成26年2月28日	平成26年5月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	ダイレクトマーケ ティング支援事業	ダイレクトメー ル発送代行事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,666,882	3,564,084	19,230,966	-	19,230,966
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	120	120	120	-
計	15,666,882	3,564,204	19,231,086	120	19,230,966
セグメント利益又は損失()	608,307	20,139	588,168	-	588,168

(注) セグメントごとの利益又は損失の合計額と四半期連結損益計算書の営業利益は一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年3月1日至平成26年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	ダイレクトマーケ ティング支援事業	ダイレクトメー ル発送代行事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,465,351	3,805,256	16,270,607	-	16,270,607
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	24,847	24,847	24,847	-
計	12,465,351	3,830,103	16,295,455	24,847	16,270,607
セグメント利益又は損失()	425,702	23,467	402,234	42	402,191

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、貸倒引当金繰入額の調整額であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	46円46銭	31円85銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	345,667	237,548
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	345,667	237,548
普通株式の期中平均株式数(株)	7,440,148	7,457,196
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	46円28銭	31円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	29,451	18,664
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月15日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年6月1日から平成26年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。